

災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書（第 13 号様式） 記載の手引

（令和 4 改正）

1 この記載の手引（6を除きます。）中、次の表の左欄に掲げる規定には、それぞれ同表の右欄に掲げる規定が含まれます。

地方税法 の各規定	当該規定に対応する地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「令和 2 年旧法」といいます。）の規定
法人税法 の各規定	当該規定に対応する所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定（同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）の規定

2 この申請書は、地方税法（以下「法」といいます。）第 72 条の 25 第 2 項（法第 72 条の 25 第 6 項、第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含みます。）又は第 4 項（法第 72 条の 25 第 7 項、第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含みます。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第 8 条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含みます。）により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用してください。

3 この申請書は、法第 72 条の 25 第 2 項又は第 4 項（これらの規定を法第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には事業年度終了の日から 45 日以内に、法第 72 条の 25 第 6 項又は第 7 項（これらの規定を法第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には確定申告書の提出期限の到来する日の 15 日前までに、本都内における主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の所在地を所管する都税事務所長又は支庁長に 1 部を提出してください。

ただし、本都と他の道府県に事務所等を有する法人にあつては、本社（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）が本都内に所在する場合に限り提出してください。

4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。

5 「確定申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日」の欄は、確定申告書を提出することができる日と認められる日を記載してください。

6 「確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、次の申請の区分に応じて、理由、事情等を記載してください。

なお、連結親法人及び連結子法人がこの申請書を提出する場合には、「決算が確定しない」とあるのは「連結法人の決算が確定しない」と、「損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」とあるのは「連結親法人が連結所得の金額」と、「並びに」とあるのは「及び」と読み替えて記載してください。

申請の区分	記載する理由、事情等
法第 72 条の 25 第 2 項（法第 72 条の 25 第 6 項、第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含みます。）の規定による場合	決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等
法第 72 条の 25 第 4 項（法第 72 条の 25 第 7 項、第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含みます。）の規定による場合	当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等又は法人税法第 2 編第 1 章第 1 節第 11 款第 1 目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由並びに指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等

<p>令和2年旧法第72条の25第4項(令和2年旧法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含みます。)の規定による場合</p>	<p>当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人)が各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等</p>
--	--

7 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、法第72条の25第4項(法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する法人(通算子法人又は連結子法人に限ります。)が記載してください。

なお、連結子法人がこの申請書を提出する場合には、「通算親法人」とあるのは、「連結親法人」と読み替えて記載してください。

8 「支店等所在地」の欄は、本都以外の道府県に所在する支店等(同一道府県に2以上の支店等がある場合には、主たる支店等)の名称及び所在地を記載してください。

なお、この欄に書ききれない場合には、適宜、別紙を作成し添付してください。

9 連結親法人及び連結子法人がこの申請書を提出する場合には、「法人税に係る申告期限の延長申請書の提出の有無」の欄中「法人税法第75条第1項」とあるのは、「令和2年旧法人税法第81条の23第1項」と読み替えて記載してください。